

令和6年 医療保健子ども福祉病院常任委員会

所管事項説明資料

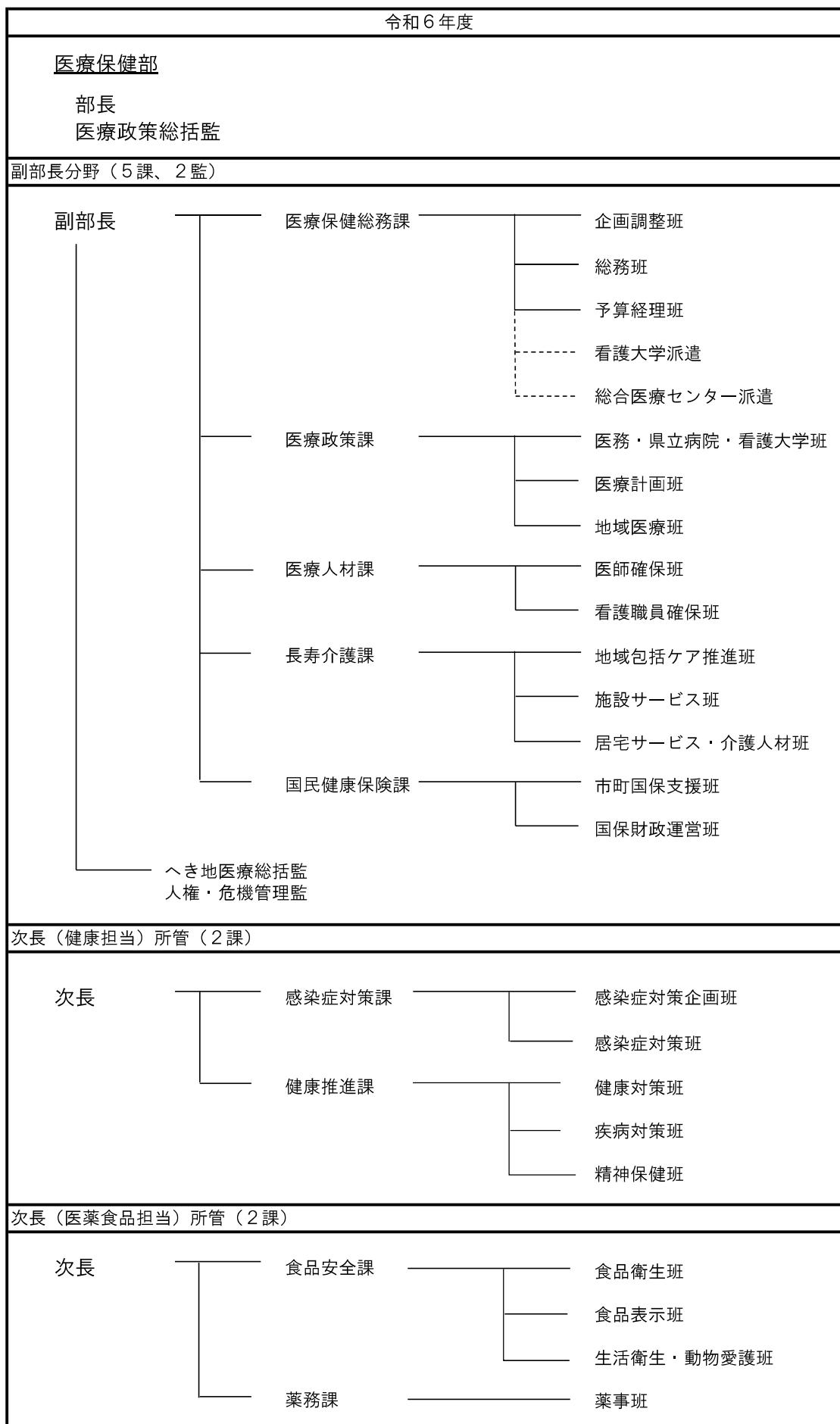
1 組織について	1
2 予算について	4
3 医療保健部の所管事項について	
(1) 地域医療体制整備の促進	10
(2) がん対策、循環器病対策の推進	15
(3) 介護保険制度の円滑な運用と地域包括ケアの体制整備	17
(4) 国民健康保険制度・福祉医療費助成制度	21
(5) 感染症対策の推進	23
(6) 健康づくりの推進	24
(7) 食の安全・安心の確保	26
(8) 動物愛護の推進	28
(9) 医薬品等の安全・安心の確保	30

《別冊》

・事務事業概要

令和6年5月22日
医療保健部

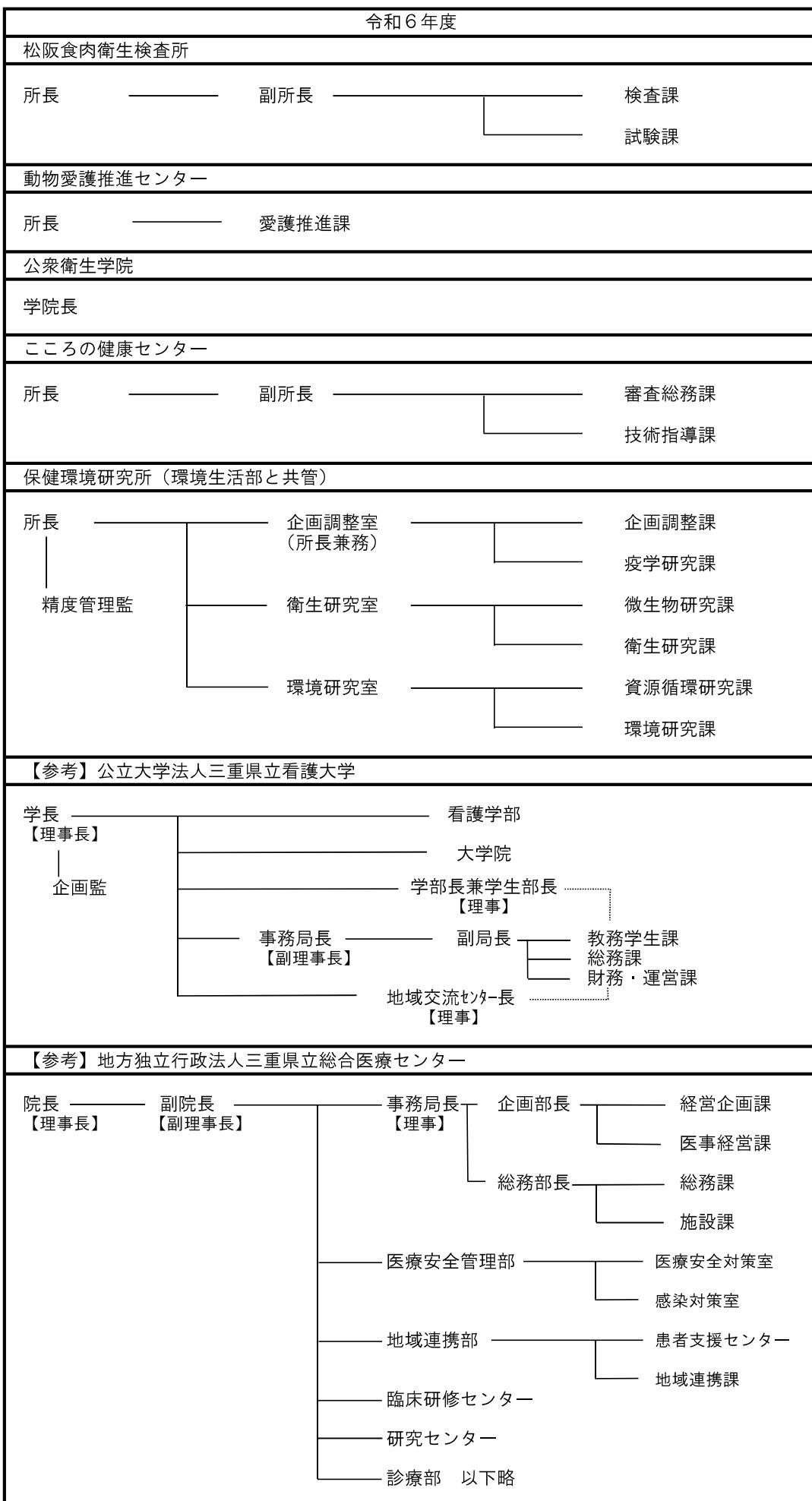
1 組織について



(保健所)

令和6年度					
桑名保健所					
所長	副所長	保健衛生室 (副所長兼務)		総務企画課	
				健康増進課	
				地域保健課	
				衛生指導課	
鈴鹿保健所					
所長	副所長	保健衛生室 (副所長兼務)		総務企画課	
				健康増進課	
				地域保健課	
				衛生指導課	
津保健所					
所長	副所長	保健衛生室 (副所長兼務)		総務企画課	
				健康増進課	
				地域保健課	
				衛生指導課	
		総合検査室		微生物検査課	
松阪保健所					
所長	副所長	保健衛生室 (副所長兼務)		総務企画課	
				健康増進課	
				地域保健課	
				衛生指導課	
伊勢保健所					
所長	副所長	保健衛生室 (副所長兼務)		総務企画課	
				健康増進課	
				地域保健課	
				衛生指導課	
				衛生指導課志摩市駐在	
伊賀保健所					
所長	副所長	保健衛生室 (副所長兼務)		総務企画課	
				健康増進課	
				地域保健課	
				衛生指導課	
尾鷲保健所					
所長	副所長	保健衛生室 (副所長兼務)		総務企画課	
				健康増進課	
				衛生指導課	
熊野保健所					
所長	副所長	保健衛生室 (副所長兼務)		総務企画課	
				健康増進課	
				衛生指導課	

(単独地域機関)



2 予算について

令和6年度当初予算

【一般会計】

(単位：千円、%)

	R 5 当初 (A)	R 6 当初 (B)	増減額 (B) - (A)	増減率 (B) - (A) / (A)
民生費	(79,342,898) 79,304,401	(80,218,773) 79,534,554	(875,875) 230,153	(1.1) 0.3
衛生費	77,823,011	23,349,684	△ 54,473,327	△ 70.0
合 計	(157,165,909) 157,127,412	(103,568,457) 102,884,238	(△ 53,597,452) △ 54,243,174	(△34.1) △ 34.5

※上段（ ）は2月補正を含む額

【特別会計】

(単位：千円、%)

	R 5 当初 (A)	R 6 当初 (B)	増減額 (B) - (A)	増減率 (B) - (A) / (A)
地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計	3,715,658	1,344,902	△ 2,370,756	△ 63.8
国民健康保険事業特別会計	154,029,159	152,660,003	△ 1,369,156	△ 0.9
合 計	157,744,817	154,004,905	△ 3,739,912	△ 2.4

施策別予算額

(単位：千円)

施策番号	施 策 名	令和6年度 当初予算額
1－1	災害対応力の充実・強化	43,135
○ 2－1	地域医療提供体制の確保	(154,004,905) 56,985,414
○ 2－2	感染症対策の推進	1,087,523
○ 2－3	介護の基盤整備と人材確保	32,551,298
○ 2－4	健康づくりの推進	3,755,855
○ 3－4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	467,112
12－1	人権が尊重される社会づくり	472
13－1	地域福祉の推進	469,582
13－2	障がい者福祉の推進	3,231,495
	その他（人件費等）	4,292,352
合 計		特別会計 (154,004,905) 一般会計 102,884,238

※ 上段（ ）書きは特別会計分で外数

※ ○印は医療保健部が主担当の施策

医療と介護の人材確保

医療人材課
①～④ 224-2326

薬務課
⑤ 224-2330

長寿介護課
⑥～⑩ 224-2262

医師の総数確保や偏在解消に向けた取組を進めます。また、看護職員の確保・定着に向け、離職防止や復職支援、資質向上等に取り組むとともに、薬剤師の確保に向け、情報発信や奨学金返還助成制度の構築等に取り組みます。さらに、介護人材の確保に向け、多様な人材の活用に取り組むとともに、介護ロボット・ICTの導入を支援します。

医療人材の確保

①（一部新）医師確保対策事業（580,960千円）

- ・医師修学資金貸与制度の運用や臨床研修医の確保・定着支援に取り組むとともに、医師の働き方改革に向けた医療機関の支援等を行います。
- ◆県外在住の医師や医学生等への情報発信等、県外医師の確保に向けた取組を進めます。



指導医による指導の様子

②医師等キャリア形成支援事業（58,262千円）

- ・三重県地域医療支援センターにおいて、地域枠医師および医師修学資金貸与者等に対するキャリア支援や医師不足地域への医師派遣調整等に取り組みます。

③（一部新）看護職員確保対策事業（266,099千円）

- ・病院内保育所に対する運営支援を行うとともに、医療勤務環境改善支援センターの取組を通じて、離職防止や復職支援を図ります。
- ◆特定行為研修の修了者の増加に向けた取組を進めるとともに、看護教育の充実に向けた専任教員養成講習会の開催準備に取り組みます。

④ナースセンター事業（41,942千円）

- ・無料就業斡旋等により、未就業看護師等の再就業を支援するとともに、看護を目指す学生に向けた看護の魅力発信に取り組みます。

⑤（一部新）薬局機能強化事業（11,889千円）

- ・在宅医療への参画や多職種との連携等を進めるための環境整備等に取り組みます。
- ◆県外在住の薬剤師や薬学生への情報発信や、奨学金返還助成制度の構築により、薬剤師の不足・偏在の解消をめざします。

介護人材の確保

⑥介護保険サービス事業者・施設指定事業（370,140千円）

（886,657千円 ※2月補正含みベース）

- ・介護職員待遇改善加算等の新規取得等を支援するため、研修会の開催や専門家派遣、相談窓口の設置を行います。



福祉の就職フェア in みえ

⑦福祉人材センター運営事業（36,955千円）

- ・無料職業紹介や就職フェアの開催等により、就労希望者と介護保険事業所・施設等とのマッチングを支援するとともに、介護職員の悩み相談窓口を設置し、離職防止を図ります。

⑧福祉・介護人材確保対策事業（97,183千円）

- ・若い世代に対し、福祉・介護の魅力を発信するとともに、介護未経験者のための入門的研修等を開催します。
- ・介護助手普及専門員の配置により、介護助手希望者と介護保険事業所・施設等とのマッチングを支援します。

⑨（一部新）外国人介護人材確保対策事業（59,026千円）

- ・外国人技能実習生等を対象とした介護技術の向上を図るための集合研修を行います。
- ◆特定技能外国人を中心とした外国人介護人材の受け入れを促進するため、制度等に関する説明会を開催します。

⑩（一部新）三重県介護従事者確保事業費補助金（771,573千円）

- ・多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・待遇の改善に取り組む市町や介護関係団体等を支援します。
- ◆「介護生産性向上総合相談センター（仮称）」を設置し、介護ロボット・ICTの導入支援、経営面での相談対応等に取り組みます。

医療と介護の体制整備

医療政策課
①～⑤ 224-3374

感染症対策課
⑥ 224-2352

医療人材課
⑦ 224-2326

長寿介護課
⑧～⑩ 224-3327

「第8次三重県医療計画」等に基づき、効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組むとともに、「三重県感染症予防計画」に基づき、平時から感染症の発生およびまん延防止に取り組みます。また、「第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次三重県高齢者福祉計画」に基づき、介護サービスの基盤整備や認知症施策の推進等に取り組みます。

医療機関の連携の促進

① (新) 医療DX基盤整備事業 (38,200千円)

- ◆県内における医療機関間の医療情報連携を切れ目なく効果的・効率的に進めるため、全国の先進モデルとなる次世代の医療DXの基盤整備を支援します。

がん・循環器病対策の推進

② (一部新) がん予防・早期発見事業 (20,390千円)

- ・がん検診の受診勧奨等に取り組む市町を支援します。
- ◆企業や団体等に対して働きかけを行い、職域におけるがん検診受診率向上に取り組みます。



がん検診の様子

③ (一部新) がん医療基盤整備事業 (92,911千円)

- ・三重大学医学部付属病院と連携し、精度の高いがん罹患情報の収集・集計(がん登録)に取り組みます。
- ◆新たに希少がん等の病理診断として遠隔での支援を可能とする設備整備に対して補助を行うなど、がん医療に携わる医療機関の施設・設備の整備を支援します。

④ (一部新) がん患者支援事業 (58,951千円)

- ・三重県がん相談支援センター等の相談窓口を通じて、がん患者とその家族等の相談に対応します。
- ◆圏域ごとに「地域緩和ケアコーディネーター」の育成・配置を行うとともに、AYA世代のがん患者に対して在宅療養費の助成を行う市町を支援します。

⑤ 脳卒中等循環器疾患対策事業 (7,520千円)

- ・脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営を支援し、循環器病に関する情報提供や相談支援等の取組を進めるなど、対策の充実を図ります。

感染症対策の推進

⑥ (一部新) 防疫対策事業 (721,407千円)

- ◆新たな感染症への備えとして、医療機関等との協定の締結や個人防護具の備蓄等により、必要な医療提供体制を確保します。
- ・感染症の予防に関する職員研修を実施するとともに、I H E A T要員等による保健所の応援体制を整備します。

へき地医療対策の推進

⑦ (一部新) 地域医療対策事業 (61,174千円)

- ・へき地医療拠点病院等からの代診医派遣等に取り組みます。
- ◆へき地におけるオンライン診療のモデル構築をふまえ、導入を進める市町等を支援します。

介護体制の整備・在宅医療の推進

⑧ 介護サービス施設・設備整備等推進事業 (1,096,954千円)

(1,215,554千円 ※2月補正含みベース)

- ・地域密着型サービス事業所の整備を行う市町を支援します。



地域密着型サービス事業所

⑨ 認知症地域生活安心サポート事業 (16,146千円)

(21,146千円 ※2月補正含みベース)

- ・認知症サポーターの養成を行うとともに、サポーターや認知症の人によるチームオレンジの構築に取り組む市町を支援します。

⑩ (一部新) 在宅医療体制整備推進事業 (30,499千円)

- ◆在宅医療体制整備の支援強化のため、医療従事者等の安全確保対策やACP(人生会議)に関する人材育成等に取り組みます。
- ・訪問看護ステーションに対する相談対応、アドバイザー派遣および研修に取り組みます。

健康づくりの推進と暮らしの安全・安心の確保

健康推進課
①～③ 224-2294

食品安全課
④⑤ 224-2343

薬務課
⑥～⑨ 224-2330

生活習慣を改善し、健康寿命の延伸を図るため、「第3次三重の健康づくり基本計画」に基づき、個人の健康づくりや企業の健康経営を推進します。また、食品等事業者のH A C C Pに沿った衛生管理の取組を支援するなど、食の安全・安心の確保に取り組みます。さらに、「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物が安全・快適に共生できる社会の実現に向け取組を推進します。加えて、医薬品等の品質、有効性および安全性を確保するために監視等を行うとともに、警察本部等の関係機関と連携し、薬物の乱用防止に取り組みます。

健康づくりの推進

①(一部新) 三重とこわか健康推進事業 (7,918千円)

- ・県民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう「三重とこわか健康マイレージ事業」を実施します。
- ・「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定や、認定企業に対する表彰等を通じて、企業における健康経営※を促進します。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

- ◆すべての県民が無理なく健康的な行動をとることができる環境を整備するため、産学官が連携した推進会議を開催するとともに、食環境づくりに関連する事業者に対し、取組への参画を働きかけます。

②歯科保健推進事業 (91,621千円)

- ・医科歯科連携の推進や在宅歯科保健医療の提供体制の充実を図るとともに、フッ化物洗口の実施施設数の拡大に取り組みます。

③(一部新) 地域自殺対策緊急強化事業 (70,365千円)

- ・こころの健康問題に対する正しい知識の普及や支援者のスキルアップ等に取り組みます。
- ◆若者の自殺予防のため、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校等に派遣します。



三重とこわか健康経営大賞表彰式

食の安全・安心の確保

④食の安全総合監視指導事業 (155,871千円)

- ・食品関係施設の監視指導や食品中の残留農薬等の検査、食品表示の適正化等に取り組みます。
- ・食品等事業者のH A C C Pに沿った衛生管理の取組を支援するとともに、新たな営業許可・届出制度に食品等事業者が適切に対応できるよう助言、指導を行います。



食品関係施設の監視

動物愛護の推進

⑤動物愛護管理推進事業 (129,108千円)

- ・関係団体等と連携した動物愛護の普及啓発や犬・猫の譲渡等の殺処分数ゼロの取組を行います。
- ・災害時におけるペットとの同行避難や避難用品の備蓄等に関する啓発により、ペットの防災対策に対する県民の意識向上を図ります。



医薬品等の安全な製造・供給の確保

⑥薬事審査指導費 (16,116千円)

- ・医薬品等の品質、有効性および安全性を確保するための監視等を行うとともに、医薬品等の適正使用を推進します。

⑦血液事業推進費 (2,327千円)

- ・将来の献血協力者を確保するため、高校生や大学生等の献血ボランティアと連携した普及啓発等に取り組むとともに、医療機関における血液製剤使用の適正化を図ります。



学生ボランティアによる啓発

⑧骨髓バンク事業 (1,105千円)

- ・骨髓移植等に関する正しい知識の普及啓発やドナーの確保に取り組むとともに、ドナーが骨髓提供を行いやすい環境を整備するため、ドナー助成を実施する市町を支援します。

薬物乱用防止対策の推進

⑨薬物乱用防止対策事業 (9,703千円)

- ・関係機関と連携し、若年層を対象とした薬物乱用防止教室等による啓発活動、違法薬物等の取締り、薬物依存症者等に対する回復支援を中心とした再乱用防止に取り組みます。

3 医療保健部の所管事項について

(1) 地域医療体制整備の促進

【医療政策課、医療人材課、健康推進課、業務課、医療保健総務課】

1 三重県医療計画の推進

令和3年の医療法改正により、医療計画の記載事項に新興感染症等の対応が追加されたことや、第7次三重県医療計画の中間見直し以降の医療を取り巻く環境の変化等に対応すべく、令和5年度末に「第8次三重県医療計画」および「三重県感染症予防計画」等の関係計画を一体的に策定しました。

患者本位の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築すべく、医療計画を推進するとともに、生活習慣病対策や医療と介護の連携強化等のため「三重の健康づくり基本計画」や「三重県介護保険事業支援計画」などの関連施策と連携を図ります。また、医療計画に新たに導入したロジックモデルも活用して、毎年度、数値目標に対する取組の進捗状況を確認・検証することで、着実な推進に取り組んでいきます。

2 地域医療構想

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を見据え、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を適切に推進するために、医療計画の一部として「三重県地域医療構想」を平成29年3月に策定しました。

地域医療構想の達成に向けては、これまで、県内8区域に設置した地域医療構想調整会議を中心に協議を進め、平成31年3月には各医療機関の2025（令和7）年における担うべき役割や医療機能ごとの病床数等に関する具体的対応方針をとりまとめました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域医療構想の議論は中断せざるを得ない状況が続きましたが、令和3年度以降、地域医療構想調整会議を開催し、新型コロナウイルス感染症をふまえた医療提供体制に係る意見交換を実施するなど、協議を再開しています。

令和5年度は各医療機関の対応方針をあらためて見直すとともに、各公立病院における「公立病院経営強化プラン」の策定について協議しました。

引き続き、地域の実情を十分にふまえながら、地域医療構想の達成に向けて、地域医療構想調整会議等において関係者と丁寧に協議を進めていきます。

3 外来医療提供体制の確保

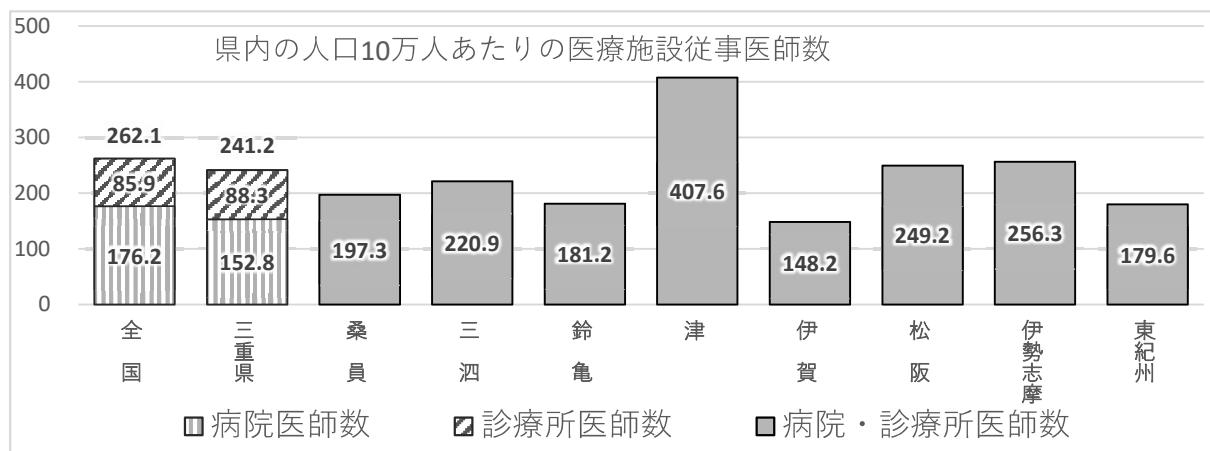
外来医療に係る医療提供体制の確保を適切に推進するため、令和5年度末に「第8次（前期）三重県外来医療計画」を策定しました。

同計画に基づき、地域で充実させることが必要な外来医療機能として、夜間・休日等における初期救急医療や在宅医療の確保を進めるとともに、CTやMRIなどの医療機器について、共同利用を通じた効率的な活用に取り組んでいきます。

4 医師確保対策

令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計によると、三重県の人口10万人あたり医師数は、241.2人と全国平均の262.1人を下回り、国から示された都道府県ごとの医師偏在指標は下位（医師少数都道府県）に位置づけられるなど医師の確保が課題となっています。

これまで医師確保対策を総合的に推進した結果、過去10年間（平成24年～令和4年）の医師数は、10万人あたり43.9人増加し、増加数では全国9位となるなど、着実に増えていますが、依然として医師少数県であり、地域偏在等の課題もあります。そのため、「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や地域枠医師等へのキャリア形成支援と医師不足地域への派遣調整を一体的に進めるなど、引き続き、医師の総数確保や偏在解消に向けた取組を進めます。



出典：厚生労働省「令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計」

5 看護職員確保対策

令和4年衛生行政報告例において、三重県の人口10万人あたり看護師数は、1,085.5人と全国平均の1,049.8人を初めて上回ったものの、地域医療構想区域別にみると低い水準の地域もあり、看護職員の確保は喫緊の課題となっています。

看護職員修学資金の貸与やナースセンターへの登録促進・復職支援等の取組により、看護職員数は年々増加傾向にありますが、三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、引き続き、県全体の看護職員の確保に努めます。また、定着促進や離職防止を図るため、働きやすい職場環境づくりの支援や各種研修会等を実施するとともに、訪問看護等在宅医療を担う看護職員の育成を促進するなど、領域別偏在の解消に向けた取組を進めます。

さらに、特定行為研修の受講促進や、感染管理認定看護師の育成を進めるなど、看護職員の資質向上に取り組みます。加えて、看護教育の充実に向けた専任教員養成講習会の開催準備に取り組みます。

助産師については、修学資金の貸与や助産師出向支援導入事業により、引き続き、助産師の確保に取り組みます。

令和4年看護職員従事者数

	就業者数 (人)	三重県 (人口10 万対)	全国 (人口10 万対)
看護師	18,910	1085.5	1049.8
保健師	859	49.3	48.3
助産師	496	28.5	30.5
准看護師	4,214	241.9	203.5

出典：厚生労働省「令和4年衛生行政報告例」

6 医療勤務環境の改善

医療従事者は、長時間勤務や当直、夜勤など厳しい勤務環境にあることから、離職防止や医療安全の確保を図るため、医療機関の勤務環境改善を促進していく必要があります。

令和6年度から開始された医師の働き方改革に伴い、医療機関における適切な医師の健康確保や、特例水準の指定を受けた医療機関において、時間外労働時間の削減や勤務間インターバルの確保が進められるよう「三重県医療勤務環境改善支援センター」の労務管理アドバイザーが医療機関からの相談対応等を行います。今後も、医師の健康確保の状況や地域医療提供体制の確保に影響がないか注視していきます。

また、各医療機関が取り組む勤務環境の改善を支援するため、病院内保育所に対する運営支援を行うとともに、平成27年度に創設した「女性が働きやすい医療機関」認証制度の取組を進めます。さらに、認証を受けた医療機関の好事例については、県内医療機関に向けて周知を図っていきます。

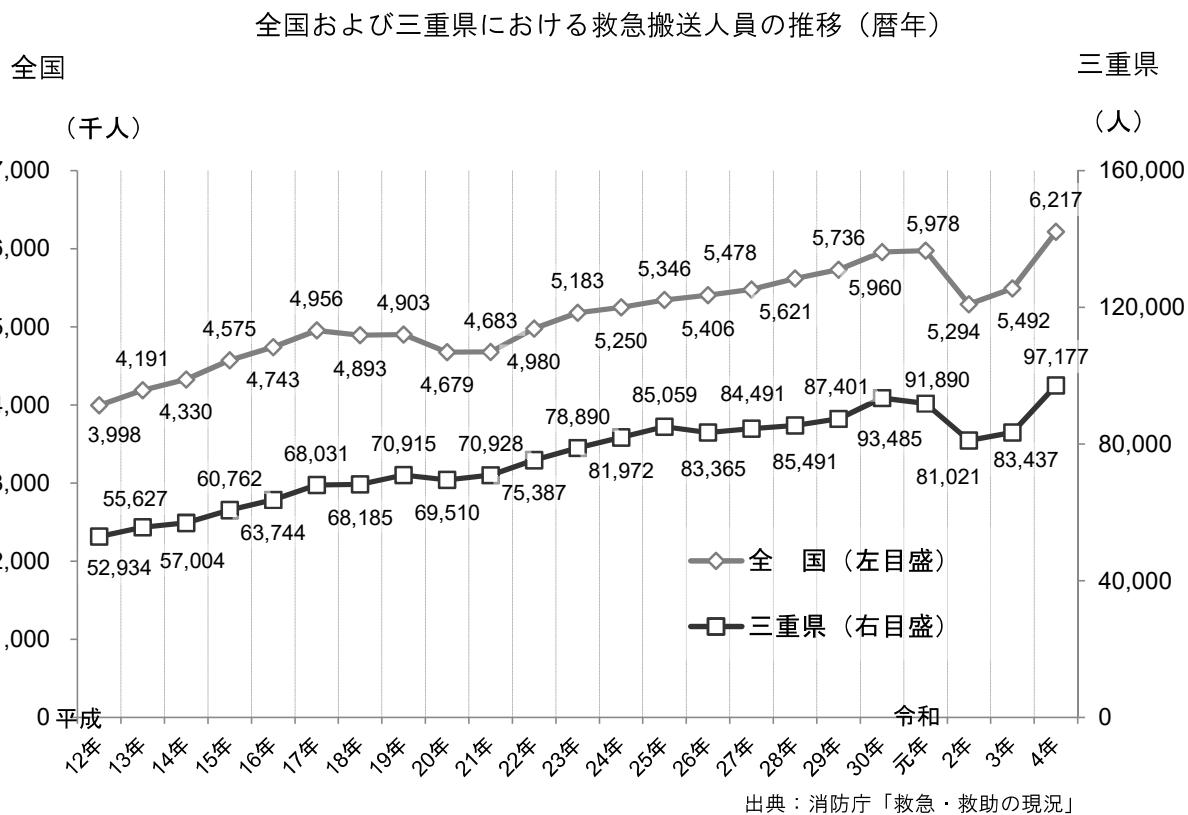
今後も、相談支援や制度の周知を図り、医療機関の主体的な取組を通じて、医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ります。

7 救急医療体制整備

救急搬送される人員数が増加傾向にあるなか、休日、夜間においても安心して医療機関を受診できる救急医療体制の整備が必要です。このため、重症患者に対応する救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等に対し、引き続き、支援を行います。また、比較的軽症な患者を対象に、初期救急医療に関する情報を提供するため、「医療ネットみえ」の運営やコールセンターによる電話案内を行います。

さらに、県民が救急医療に対する理解を深め、一人ひとりの受診行動を変えるため、かかりつけ医の必要性や適切な受診等に関する普及啓発を行います。

また、三重大学医学部附属病院への高度救命救急センター設置に伴い、通常の救急救命センターとの役割分担を進めていくため、新たな救急救命センターの設置を検討します。



8 災害医療体制整備

災害時においても必要な医療が提供できるよう、県内すべての病院でBCPの考え方に基づく災害対応マニュアルの整備と定着化を図っています。地域別の研修会を開催し、令和5年度までに75.3%の病院がマニュアルを整備しました。引き続き、県内すべての病院で整備と定着化が進むよう取組を進めるとともに、整備済み医療機関に対してはブラッシュアップの機会を設けます。

災害医療に精通した人材の育成や体制の充実を図るため、災害医療コーディネーター等の医療従事者に対する研修等の実施、厚生労働省が主催するDMA-T^{※1}（災害派遣医療チーム）養成研修への参加促進、三重県独自のL-DMA-T養成研修の実施に取り組むとともに、地域災害医療対策会議等の開催により関係者間の連携強化を図ります。

また、能登半島地震において、三重DMA-T延べ46隊205名、DPA-T^{※2}（災害派遣精神医療チーム）延べ6隊24名、DH-EAT^{※3}（災害時健康危機管理支援チーム）1隊6名等が被災地の支援を行いました。今回の対応における課題等をDMA-T・SCU連絡協議会等を通じて検証を行うことにより、災害医療提供体制の強化を図ります。

さらに、DPA-Tについては、研修会の開催等による人材の育成やDMA-T等の災害医療関係者との連携強化に取り組むとともに、令和6年2月に指定した災害拠点精神科病院を中心に、災害精神医療体制の強化を図ります。

加えて、災害薬事コーディネーターの継続的な研修や連携のための会議を開催するなど、災害時における円滑な医薬品等の供給体制の充実を図るとともに、D H E A T の体制強化のため、県職員が構成員となるべく専門研修に参加します。

※1 DMAT (Disaster Medical Assistance Team/災害派遣医療チーム)

→医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場において活動できる専門的な訓練を受けた医療チーム

※2 DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team/災害派遣精神医療チーム)

→精神科医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や、深刻な事件や事故が発生した際、精神科医療機関の支援や被災者の心のケア活動等を担う精神医療チーム

※3 DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team/災害時健康危機管理支援チーム)

→公衆衛生医師・保健師・業務調整員のほか、薬剤師・獣医師・管理栄養士・精神保健福祉士・臨床心理技術者などで構成され、大規模自然災害等の発生時に、被災地で保健医療支援活動に必要な情報を収集・評価し、地方公共団体の健康危機管理活動を支援する公衆衛生対策の専門家チーム

9 小児・周産期医療体制整備

リスクの低い出産については地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センター等で適切な対応ができるよう、引き続き支援を行うとともに、搬送体制等の整備に向け協議等を行います。また、令和6年5月に桑名市総合医療センターを地域周産期母子医療センターに認定したこともふまえ、周産期医療体制のさらなる強化を図ります。

小児医療提供体制の充実のため、小児救急医療拠点病院や二次救急医療機関の輪番制による小児救急患者の受け入れ等について、引き続き支援を行います。また、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」において、子どもの病気・薬・事故に関することについて医療関係の専門相談員が電話による相談対応を行います。

(2) がん対策、循環器病対策の推進【医療政策課】

がん、循環器病（脳卒中、心臓病等）は、県内における死亡原因の半数近くを占め、毎年、約1万人が亡くなるなど、県民の生命および健康に重大な影響を及ぼす疾患であることから、総合的かつ計画的な対策が求められています。

1 がん対策の推進

「三重県がん対策推進条例」および令和5年度末に策定した「第5期三重県がん対策推進計画」に基づき、さまざまな主体が連携・協力し、三重県に住んでよかったですと思えるがん対策を進めていきます。

(1) がん予防

がんに関する正しい知識や検診による早期発見の重要性、生活習慣の改善等について、がん征圧月間（9月）や各種イベント等におけるポスターの掲示やパンフレットの配布、県政により、学校におけるがん教育等により、広く普及啓発を行っています。

がん検診については、市町におけるがん検診・精密検査の受診促進、精度向上に係る取組を支援するため、好事例の情報共有や検診の精度管理などを行っています。また、市町の取組のさらなる進展のため、ナッジ理論などの手法を活用した受診勧奨の取組を支援します。

(2) がん医療の充実

がん患者が標準的・集学的治療を受けられるよう、都道府県がん診療連携拠点病院・小児がん拠点病院・がんゲノム医療拠点病院である三重大学医学部附属病院や、地域がん診療連携拠点病院等を中心に県内のがん診療連携体制を構築しています。引き続き、がん治療に携わる医療機関の施設・設備の整備を支援するなど、体制の一層の充実を図ります。

また、「がん登録の推進に関する法律」に基づく全国がん登録において、医療従事者を対象とした研修会を開催するなど、精度の高いがん情報の収集に努めています。がん登録によって得られた罹患率・死亡率等のデータについては、分析の上、市町や医療機関等に提供するなど、引き続き情報の利活用を進めます。

(3) がんとの共生

労働局等の関係機関と連携し、事業者に対する説明会等を通じて、がん患者の治療と仕事の両立支援の普及に努めています。

「三重県がん相談支援センター」においては、がん患者やその家族のための相談や情報提供を行うとともに、社会保険労務士による就労相談を実施しています。

また、がん治療に伴う脱毛などの外見の変化に対するウィッグ等の購入費の助成を行うとともに、令和6年度からはAYA世代のがん患者のQOL向上のため、在宅療養費の助成を行う市町に対して補助を行います。

がん患者がそれぞれの状況に応じ、適切な支援を受けられるよう、引き続き、相談支援体制や情報提供の充実を図ります。

2 循環器病対策の推進

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づく国の「第2期循環器病対策推進基本計画」をふまえ、令和5年度末に「第2期三重県循環器病対策推進計画」を策定しました。同計画に基づき、健康寿命の延伸、循環器病の年齢調整死亡率の減少、循環器病患者の在宅復帰率の増加等をめざして対策を進めていきます。

(1) 循環器病の予防

循環器病の発症予防、重症化予防、発症初期の適切な対応等について、各種イベント、ホームページ等により情報発信を行っています。

令和5年度には、生活習慣の改善や血圧管理の重要性に係るポスターを作成し、医療機関等に配布しており、引き続き循環器病の予防や正しい知識の普及啓発に取り組みます。

(2) 循環器病患者等に対する保健、医療および福祉に係るサービスの提供

循環器病に関して、保健や医療および福祉に係る切れ目のないサービス提供体制の構築を図るため、急性期から回復期および維持期・生活期にかけての医療提供体制やリハビリテーションの提供体制の整備を進めるとともに、社会連携に基づく在宅医療や介護、福祉との連携を進めています。

また、循環器病患者とその家族に対するわかりやすい情報提供や相談支援の充実を図るとともに、治療と仕事の両立支援に取り組みます。

循環器病に関する相談支援窓口として三重大学医学部附属病院に設置されている「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携し、循環器病に関する情報提供や相談支援等の取組の充実を図っています。

(3) 介護保険制度の円滑な運用と地域包括ケアの体制整備【長寿介護課】

高齢化の進行に伴い、一人暮らしや認知症、介護が必要な高齢者の増加が見込まれており、高齢者の安全・安心な生活を確保することが一層重要となっています。

このような中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進が急務となっています。

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(第9期介護保険事業支援計画・第10次高齢者福祉計画)に基づき、介護サービス基盤の整備、介護人材の確保・養成、在宅医療・介護連携や総合的な認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みます。

<高齢者世帯の状況（三重県）>

	一般世帯数 A	B	B/A	世帯主の年齢が65歳以上の世帯数			
				単身世帯数 C		夫婦のみの世帯数 D	
				C/B	D/B		
平成22（2010）年度	703,253	234,515	33.3%	65,730	28.0%	86,154	36.7%
平成27（2015）年度	718,934	269,853	37.5%	77,544	28.7%	99,303	36.8%
令和2（2020）年度	741,183	289,027	39.0%	88,354	30.6%	105,450	36.9%
令和7（2025）年度	712,359	291,076	40.9%	97,481	33.5%	102,820	35.3%
令和22（2040）年度	655,899	303,498	46.3%	114,111	37.6%	101,530	33.5%

資料 平成22年度、平成27年度、令和2年度は総務省統計局「国勢調査報告」

令和7（2025）年度以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計 2019年）」

1 介護サービス基盤の整備

依然として特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の入所待機者がいる^{※1}ことから、施設サービスを必要とする方が円滑に介護保険施設を利用できるよう、引き続き、市町と連携して特養や地域密着型サービス等の整備を進めます。

また、特養への入所については、必要性の高い申込者が優先的に入所できるよう定めた「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」^{※2}に沿った適切な運用を施設に対して促すなど、介護度が重度で在宅生活をしている高齢者が円滑に入所できるよう取り組みます。

また、台風（風水害）や地震等の自然災害が発生した場合であっても介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう、介護施設等が行う非常用自家発電設備・給水設備の整備を支援します。

さらに、介護保険事業所・施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、簡易陰圧装置・換気設備の設置、面会室の整備等、生活空間の区分けなどの支援を行うとともに、令和5年度に新型コロナウイルス感染症が発生した介護保

険事業所・施設等に対しては、介護報酬の対象とならないかかり増し経費について支援します。また、介護保険事業所・施設等において、今後新型コロナウィルス感染症が発生した場合は、必要に応じてマスクや消毒液等の衛生用品を配布します。

※1 介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（令和5年9月現在）69人

※2 三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針における入所基準の概要

- ① 入所申込受付に際し申込者全員について、要介護度等に応じて入所の必要性を点数化する。
- ② 入所の順位は、点数化した結果、点数の高い者を上位とする。
- ③ ②にかかわらず、次に掲げる要件に該当する者は、定員に空きができる次第、優先して入所できるものとする。
 - ・介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要すると市町が認める場合
 - ・災害時
 - ・その他特段の緊急性が認められる場合

2 介護人材の確保・養成

介護人材の確保・養成を図るため、引き続き、「三重県福祉人材センター」による無料職業紹介・マッチング等の取組や、介護福祉士修学資金等の貸付、介護職場の魅力発信、地域医療介護総合確保基金を活用した市町や介護関係団体等の取組を支援します。

また、外国人介護人材の参入を促進するため、技能実習生等を対象とした介護技能向上のための研修会や介護施設等が実施する奨学金制度への支援を行うとともに、特定技能外国人を中心とした外国人介護人材の受け入れを促進するため、制度等に関する説明会を開催します。

このほか、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価されるよう「働きやすい介護職場応援制度」の周知や介護職員に対する相談窓口の設置を行うとともに、介護職場における役割分担を進めるため、介護助手等普及推進員を配置するなど、「介護助手」の導入・定着に向けた取組の支援を行います。

3 介護職員の待遇改善

介護職員の賃金を引き上げるため、介護保険事業所・施設に対し、介護職員待遇改善支援補助金を交付します。また、令和6年度介護報酬改定により見直された介護職員待遇改善加算等への移行や新規取得を支援するため、移行・取得方法等についての研修会の開催や、社会保険労務士等の専門家派遣、相談窓口の設置を行います。

4 介護現場の生産性向上

介護職員の負担軽減につながる介護ロボットや、介護記録から報酬請求業務までの一連の業務の効率化につながるＩＣＴ機器の導入支援を行うとともに、総合相談窓口である「みえ介護生産性向上支援センター」を設置し、介護保険施設等が行う介護現場の生産性向上の取組を支援します。



移乗介助用の介護ロボット（移乗サポートロボット）

5 在宅医療・介護連携の推進

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向けて、各市町において、介護保険法に基づく在宅医療・介護連携推進事業の取組が進められています。

県では、市町ヒアリングを実施し、各市町の在宅医療・介護連携の現状や課題について把握するとともに、在宅医療に関するアドバイザーを派遣し市町の取組を支援しています。また、地域における在宅医療・介護連携の取組等を共有する地域包括ケア報告会や各都市医師会単位で在宅医療に係る普及啓発等に取り組んでいます。さらに、ACP（人生会議）に関する研修、県医師会等と連携した在宅医療提供体制整備事業の実施により、市町の取組を支援していきます。

在宅医療において重要な役割を担う訪問看護ステーションに対しては、アドバイザー派遣、相談支援体制の強化や訪問看護ガイドライン等による研修の充実等に取り組みます。

6 総合的な認知症施策の推進

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に沿って、認知症になつても安心して暮らせる認知症施策先進県をめざした取組を進めていきます。

認知症サポーターや認知症の人を組織化し、認知症当事者や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の市町における立ち上げ（令和5年度末11市町）や活動を支援するとともに、同じ症状や悩みを持つ認知症当事者が相談支援を行うピアサポート活動を推進します。

また、市町における成年後見制度に係る中核機関の設置を促進するため、アドバイザーの派遣や研修会の開催等を行います。

さらに、認知症疾患医療センターを中心として認知症サポート医や医療機関等の連携体制の強化を図るとともに、認知症ITスクリーニング^{※3}の活用地域のさらなる拡大による認知症の早期診療・介入の実施や、診断後の認知症の人や家族に対する今後の生活に係る相談支援等を実施します。

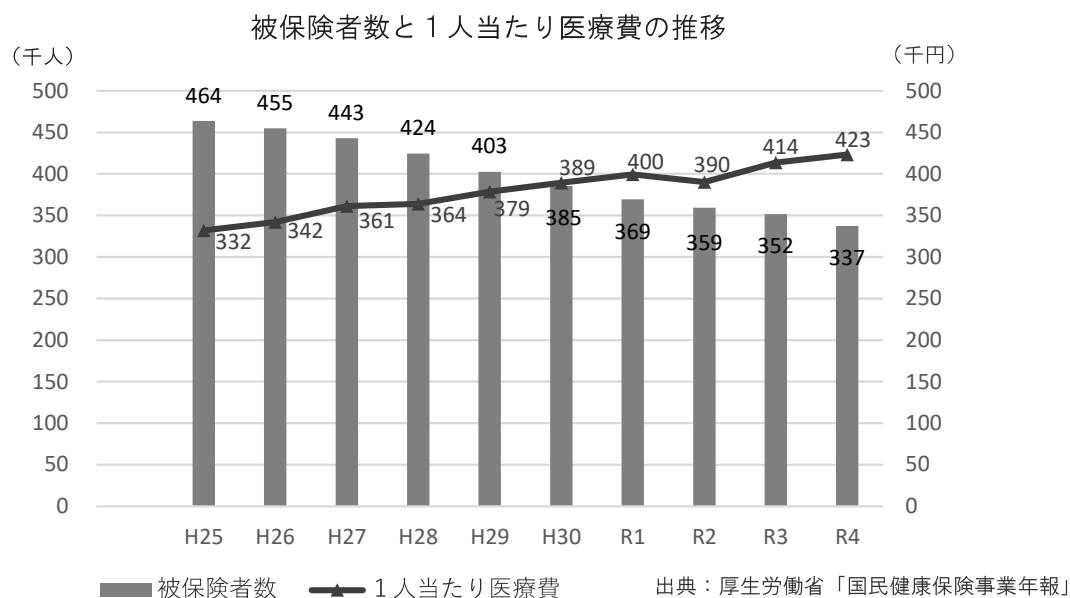
※3 認知症初期診断にITツールを活用し、かかりつけ医から依頼を受けた三重大学医学部附属病院認知症センターが、職員を派遣して患者の検査を行い、そのデータを大学の認知症専門医が判断して、かかりつけ医に結果を返す仕組みのこと。令和5年度は、22市町で実施している。

(4) 国民健康保険制度・福祉医療費助成制度【国民健康保険課】

1 国民健康保険制度

国民健康保険の財政運営の都道府県単位化により、県では、各市町に納付してもらう国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を決定し、各市町に対し保険給付費に必要な費用を全額交付しています。

納付金は、被保険者数と1人当たり医療費から県全体の医療費を推計して算定しており、被保険者数は、年齢到達による後期高齢者医療制度への移行等によって減少傾向にある一方で、1人当たり医療費は、医療の高度化や被保険者の高齢化等によって増加傾向にあります。



各市町の保険料（税）は、納付金をベースに、独自の保健事業等の費用や公費等の収入を勘案して算定されており、財政運営の安定化や、被保険者の負担の公平性の観点から、医療費適正化や保険料水準の統一に向けて取り組んでいます。

医療費適正化については、特定健康診査の実施率や後発医薬品の使用割合等の取組状況に応じて交付金が交付される保険者努力支援制度等により、市町の取組を支援しています。また、市町の保健事業を推進するため、各市町の医療費分析を行い、健康課題を抽出したうえで、県の保健事業推進支援員が市町に助言を行っています。

保険料水準の統一については、本県では、令和5年度納付金算定において、医療費指数反映計数をゼロとしたことで、市町ごとの医療費水準を保険料に反映させないこととなり、「納付金（算定基礎額）ベースの統一」がなされていると言えます。こうしたことから、次の段階である「完全統一」をめざすこととし、標準保険料率の市町間格差の解消を図るとともに、各市町の保険料（税）率を標準保険料率に近づけていくことを盛り込んだ、「第2期国民健康保険運営方針（計画期間：令和6年度から令和11年度までの6年間）」を策定しました。

国民健康保険制度を持続可能なものとしていくため、「第2期国民健康保険運営方針」に基づき、保険料水準の統一に向けた取組等を着実に推進します。

2 福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、子ども、障がい者および一人親家庭等の対象者の医療費負担を軽減し、安心して必要な医療を受けられる環境を整えるため、国の医療保険制度を補完するものとして、市町が行う医療費助成事業に対して、その費用の2分の1を補助するものです。なお、各市町は、県の補助制度を基本に、独自の取組として助成対象を拡大して事業を実施しています。

医療費の無償化について他県では、定額の一部負担金を求めた上で、残りの自己負担分を助成している例もありますが、三重県では、自己負担のない無償化を基本としています。

また、償還払い（医療機関での窓口負担相当額が、後日償還される方式）を基本としつつ、平成30年度からは未就学児の医療費の窓口無料化（現物給付）に対応した補助制度の拡充を行っています。

引き続き、市町が実施する子ども、障がい者および一人親家庭等の医療費助成事業を支援しつつ、国における早期の制度化を要望していきます。

【福祉医療費助成制度の概要】

	補助対象者 ※	窓口無料化（現物給付）に伴う 県補助対象者
①子ども	小学校までの入通院および中学生の入院を対象	「子ども医療費助成制度」の対象となる未就学児
②障がい者	身体障がい者1～3級および知的障がい者重度・最重度の入通院、身体障がい4級かつ知的障がい中度である者の入通院並びに精神障がい者1級の通院を対象	「障がい者医療費助成制度」の対象となる未就学児
③一人親家庭等	18歳未満児を扶養している一人親家庭等の母又は父およびその児童並びに父母のない18歳未満児を対象	「一人親家庭等医療費助成制度」の対象となる未就学児

※ 市町が、独自で対象の拡大を行っている場合があります。

(5) 感染症対策の推進【感染症対策課】

1 新興感染症対策

新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、次なる新興感染症の発生およびまん延に備えるため、令和6年3月に改定した「三重県感染症予防計画」に基づき、県と医療機関等との間で、病床の確保や発熱外来の実施等に関する協定の締結を進めることで、平時から新興感染症に対応可能な医療提供体制の確保を図ります。

また、今夏に国が改定予定の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、次の感染症への備えをより万全なものとするため、本県においても「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を進めます。

2 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和6年4月に、通常の医療提供体制へ完全移行しましたが、制度変更による混乱や医療提供体制のひっ迫が生じないよう、県独自の対応として、電話相談窓口の設置や感染状況（県内病院全体の在院者数）の把握等を当面の間継続します。

3 その他感染症対策

エボラ出血熱等一類感染症が県内で発生した場合に備えて、伊勢赤十字病院（第一種感染症指定医療機関）への患者搬送等の実地訓練を実施します。

一類感染症のほか、感染力や重症度等危険性が高い感染症などが発生した場合には、感染拡大を防止できるよう、速やかに積極的疫学調査や接触者の検査等を実施します。中でも、発生数が多く、長期の経過をたどる結核については、早期発見や適切な治療につながるよう、健康診断や医療費の助成、訪問指導等を実施し、感染拡大防止を図ります。

これらのほか、早期発見・早期治療が特に重要なウイルス性肝炎やエイズについては、保健所や県内医療機関において無料で受けられる検査や啓発等を実施します。

また、インフルエンザやRSウイルス感染症等の五類感染症については、発生動向を把握しつつ、流行状況に応じて注意喚起を行うなどの感染拡大防止に取り組みます。

4 予防接種対策

「三重県予防接種センター」を国立病院機構三重病院に設置し、県民や市町からの相談に対応するとともに、医療機関等に対し予防接種に関する情報提供を行います。

また、市町と連携し、接種率の向上や接種間違いの防止、健康被害者の救済等に取り組みます。

(6) 健康づくりの推進【健康推進課】

1 健康づくりの推進

「三重県健康づくり推進条例」をふまえ、令和6年3月に策定した「第3次三重の健康づくり基本計画」に基づき、健康寿命の延伸等に向けて、生活習慣病予防等への対策や県民の健康づくりを社会全体で支援する取組を進めます。

(1) 望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進

企業、関係機関・団体、市町との連携により、社会全体で健康づくりに取り組む気運の醸成を図るため、「三重とこわか県民健康会議」を通じて、社会環境の整備に取り組みます。

具体的には、まず県民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう、企業や市町と連携して「三重とこわか健康マイレージ事業」の取組を推進します。

次に、企業における健康経営※を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度や認定企業に対する「三重とこわか健康経営大賞」の表彰および「三重とこわか健康経営促進補助金」による支援を行います。

加えて、健康に関心の薄い人も含めて、すべての県民が無理なく健康的な行動をとることができる環境を整備するため、産学官が連携した推進会議を開催するとともに、食環境づくりに関連する事業者に対し、取組への参画を働きかけます。

生活習慣病の予防対策については、関係団体等との連携により食育活動を推進し、バランスのとれた食事の大切さをはじめ、野菜摂取や減塩の必要性について、イベント等の機会を通じて広く啓発を行います。

受動喫煙の防止対策については、健康増進法に基づき、望まない受動喫煙が生じないよう、引き続き、県民への啓発や施設管理者への助言・指導等を行うとともに、「たばこの煙の無いお店」への登録や啓発を進めます。

※「健康経営[®]」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



(2) 歯科保健対策

「みえ歯と口腔の健康づくり条例」をふまえ、令和6年3月に策定した「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、全身の健康につながる歯と口腔の健康保持のため、年代や状態に応じた歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、医療的ケア児の支援に係る医科歯科連携の推進や在宅歯科保健医療の提供体制のさらなる充実に取り組みます。

また、フッ化物洗口の実施施設数の増加に向けて、教育委員会と連携し、市町訪問や会議等において実践事例を紹介するなど、関係者の理解を深めていきます。

(3) 難病対策

難病医療費助成制度の円滑な運営のため、難病指定医および指定医療機関の確保に取り組みます。また、難病診療連携拠点病院および難病診療分野別拠点病院等が連携し、医療提供体制や相談支援体制の充実を図るとともに、難病患者等の療養生活におけるQOLの向上を図るため、「三重県難病相談支援センター」において、生活・療養相談、就労支援等を実施します。

2 精神保健医療対策

「第8次三重県医療計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」および「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」に基づき、精神障がい者等が適切な医療や支援を受け安心して暮らせるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

(1) 精神疾患対策

精神的不調を来した方が、夜間休日でも受診できる精神科救急医療体制の整備や、精神科医を中心とした多職種チームで訪問活動を行うアウトリーチ事業等を実施します。また、長期入院患者の地域移行を促進するため、ピアソーターが入院患者と交流し、退院後の地域生活の不安を解消する取組を行うとともに、精神疾患に関する理解が深まるよう講演や啓発等を行います。

(2) 依存症対策

「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」および「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心とした早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援、団体等との連携による継続した支援に取り組みます。

3 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

「第4次三重県自殺対策行動計画」および「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、当事者やその家族に寄り添った支援に取り組みます。

(1) 自殺対策

関係機関・団体、市町等と連携し、支援者の人材育成やうつ・自殺等のこころの健康問題に関する理解が深まるよう啓発等の取組を進めます。また、新型コロナウィルス感染症の影響をふまえ拡充した電話相談体制やSNSでの相談を引き続き実施するとともに、若者の自殺予防のため、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校等に派遣します。

(2) ひきこもり支援

特に精神保健分野について、「三重県ひきこもり地域支援センター」に支援員を配置し、専門相談や家族教室等を実施します。さらに、医療的な支援を中心とした多職種連携チームによるアウトリーチ支援や人材育成の取組を進めます。

(7) 食の安全・安心の確保【食品安全課】

食の安全・安心を確保するため、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」に基づき、食品の製造から消費に至る一貫した監視指導、計画的で効率的な検査の実施、食品等事業者・消費者への情報提供、食品表示の適正化等に総合的に取り組んでいます。

これらの取組を推進するため、毎年度「三重県食品監視指導計画」を策定し、食品関係施設の監視指導、食品の収去^{*1}検査、自主衛生管理の促進、食品表示の適合性の確認等を計画的に実施しています。

※1 食品衛生法第28条第1項に基づき、厚生労働大臣または都道府県知事等が安全性の確認等のため必要と認めるときに、必要な範囲で、食品、添加物、器具・容器包装を無償でサンプリングする行為。

1 食品関係施設の監視指導

腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ属菌およびノロウイルスによる食中毒対策や、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として監視指導を実施しています。

今後も引き続き、食中毒対策等に重点を置き監視指導を実施します。

※令和5年度監視指導件数 10,837件

食中毒発生件数	令和3年	令和4年	令和5年
三重県 (四日市市を除く)	4	5	7
四日市市	3	0	1

※発生件数は、1月から12月の集計。



食品製造施設の監視指導

2 食品の収去等検査

食品中の残留農薬や食品添加物、微生物等について収去等検査を行い、衛生基準等に不適合があった場合は、食品等事業者に対し指導を行い、改善を確認することで、食品の安全確保を図っています。

※令和5年度収去等検査件数 1,695 件（うち不適合 37 件。全て改善済）

3 と畜検査・食鳥検査

と畜場および大規模食鳥処理場における施設の衛生管理、食肉・食鳥肉の衛生的な取扱について監視指導を行い、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施することで、安全で安心な食肉・食鳥肉を供給しています。

また、と畜場および大規模食鳥処理場におけるH A C C P^{※2}に基づいた衛生管理の実施に係る監視指導を実施しています。

※令和5年度検査件数 牛：6,291 頭 豚：75,320 頭 食鳥：1,127,631 羽

4 食品表示の適正化

食品表示の適正化を図るため、食品関連事業者に対して監視指導を行うとともに、一般社団法人三重県食品衛生協会と連携し、食品表示法に基づく表示制度の普及啓発を実施しています。

※令和5年度食品表示指導品目数 5,328 品目（うち不適合 476 品目。全て改善済）

5 H A C C Pに沿った衛生管理の制度化

平成 30 年 6 月の食品衛生法改正に基づき、令和 3 年 6 月から、全ての食品等事業者がH A C C P^{※2}に沿った衛生管理を行うこととなりました。

H A C C Pに沿った衛生管理では、これまで求められてきた一般衛生管理に加え、食品に使用する原材料、製造・調理の工程等に応じた衛生管理計画の策定、記録の保存が必要になります。これらの作業は食品等事業者にとって大きな負担となることから、事業者がH A C C Pを適切に運用できるよう、引き続き、一般社団法人三重県食品衛生協会等と連携し、事業者の取組を支援します。

※H A C C Pに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合（令和5年度） 100%

※2 Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）。食品の製造において、施設の清掃や食品取扱者の衛生管理等の従来の一般衛生管理に加え、製造の工程ごとに微生物や異物混入の危害があるか分析し、管理することで食品の安全性を高め、食中毒等の健康被害を未然に防ぐ衛生管理方法。

(8) 動物愛護の推進【食品安全課】

「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、犬・猫の殺処分数ゼロに向か、引取り数を減らすための飼い主への終生飼養の指導や動物愛護教室等の普及啓発活動、引き取った動物の譲渡事業等に重点的に取り組んだ結果、令和4年度に引き続き令和5年度も犬・猫の殺処分数はゼロとなりました。

引き続き、殺処分数ゼロの継続をめざして取組を進めるとともに、「三重県動物愛護推進センター（あすまいる）」（以下「あすまいる」という。）を拠点に、災害時などの危機管理対応の取組として、ペットの飼い主に対して平常時から備えるべき対策の啓発を重点的に実施し、人と動物が安全・快適に共生できる社会の実現をめざします。

〈県の取組実績〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
やむを得ず殺処分となつた犬・猫の数	97匹	50匹	7匹	0匹	0匹
動物愛護体験学習、動物愛護教室、講習会等	124回 2,776名	69回 957名	61回 530名	78回 1,030名	96回 1,652名
犬・猫の引取り数	530匹	439匹	325匹	272匹	239匹
ペットに関する防災対策を行っている人の割合	—	44.4%	44.9%	50.2%	48.1%

1 「あすまいる」の取組

(1) 殺処分数ゼロに向けた取組

開所から7年間、譲渡対象動物の一定期間の飼養、診療、しつけ方教室等の充実や、犬・猫の譲渡の推進および動物愛護管理の普及啓発を効果的に行うとともに、引取り数の多くを占める飼い主のいない猫を減らす取組の1つとして、猫のみだりな繁殖を防ぐための不妊去勢手術の支援を実施してきました。

さらに、令和3年度からは収容中に死亡することが多い幼齢の子猫を健全に育成し、譲渡につなげるため、幼齢の子猫を家庭で一時的に預かり、譲渡可能な日齢まで育成する「子猫育成サポーター」の募集を開始しました。

その結果、令和5年度も、やむを得ず殺処分となつた犬・猫の数はゼロとなりましたが、未だ239匹が保健所に引き取られています。引取り数を減らし、殺処分数ゼロを継続するため、引き続き譲渡の推進、動物愛護管理の普及啓発、飼い主のいない猫対策の支援等に取り組みます。



(2) 災害時などの危機管理対応の取組

人と動物の命を守るために、災害対策用品の備蓄の充実等、災害時の動物救護体制を強化するとともに、飼い主責任を前提とした同行避難のためのしつけや健康管理、避難用品の備蓄等の防災対策の啓発等を実施することで、ペットの防災対策に対する県民の意識向上を図ります。

(3) さまざまな主体との協創の取組

地域ボランティア、動物愛護推進員および関係団体などが積極的に県の動物愛護管理の推進に関わることができるよう連携した活動を行います。

また、令和元年度に民間企業と締結した動物愛護管理に関する協定に基づき、譲渡の促進や動物愛護の取組に係る情報発信をより一層進めていきます。

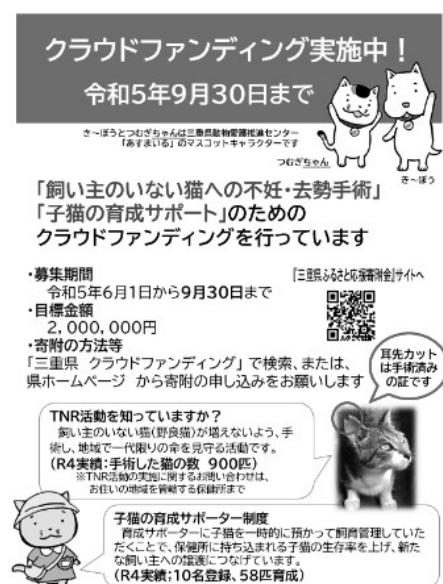
〈「あすまいる」の取組実績〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来場者数	924組、1,954名	631組、1,243名	747組、1,509名
動物愛護体験学習、動物愛護教室、講習会等	56回、340名	66回、569名	70回、448名
犬・猫の譲渡数	犬55匹 猫234匹 計289匹	犬59匹 猫199匹 計258匹	犬63匹、猫162匹 計225匹
飼い主のいない猫の減少に向けた取組	不妊去勢手術等数 猫 1,132匹 (うち耳カットのみ 8匹)	不妊去勢手術等数 猫 1,081匹 (うち耳カットのみ 7匹)	不妊去勢手術等数 猫 1,303匹 (うち耳カットのみ 14匹)

2 クラウドファンディングの活用

平成30年度から、クラウドファンディングにより募集した寄附金を活用し「飼い主のいない猫への不妊・去勢手術」、合わせて令和3年度からは「子猫の育成サポート」を行っています。令和5年度は、6月1日から9月30日にかけて、寄附を募ったところ、県内外244名の方より、目標金額(200万円)を大きく上回る310万3千円の支援をいただき、1,194匹の不妊去勢手術を実施、19名の育成サポーターに114匹の子猫を育てていただきました。

今年度も、引き続き飼い主のいない猫の減少に向けた取組と子猫の育成サポートについて、クラウドファンディングを活用し、事業を実施していきます。



令和5年度
クラウドファンディング
募集ポスター

(9) 医薬品等の安全・安心の確保【薬務課】

1 医薬品等の安全な製造・供給と適正使用の推進

医薬品等の安全性を確保するため、医薬品製造業者等に対する監視指導を実施し、健康被害の原因となりうる不良医薬品等の発生防止に取り組むとともに、県民に対して医薬品等の正しい知識を提供し、適正な使用の推進を図ります。

また、令和3年8月から始まった地域連携薬局^{※1}や専門医療機関連携薬局^{※2}の認定制度を通じて、患者が自身に適した薬局を選択できる環境づくりに努めています。

※1 入退院時等の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局として、構造設備、業務体制・実績等の認定要件を満たした薬局。地域において、他の薬局の業務を支えるような取組も期待される。(令和6年3月末現在 71薬局)

※2 がん等の専門的な薬学管理に係る機関と連携して対応できる薬局として、構造設備、業務体制・実績等の認定要件を満たした薬局。他の薬局に対しても、専門的な薬学管理が対応可能となるよう支える取組も期待される。(令和6年3月末現在 4薬局)

2 薬局機能の強化と薬剤師確保

患者本位の医薬分業に向けた「かかりつけ薬剤師・薬局」制度を推進するため、在宅医療への参画や多職種との連携などに取り組む薬剤師・薬局を支援します。

また、薬剤師の不足・偏在の解消を図るため、令和6年3月に策定した三重県薬剤師確保計画に基づき、復職・転職への支援、中・高校生に対して薬剤師の魅力を伝える啓発、県外在住の薬剤師への情報発信、奨学金返還助成制度の構築に取り組みます。

3 血液事業の推進

少子高齢化に加え、若年層の献血率の低下が進む中、将来にわたり安定して血液を供給していくためには、若年層の協力が必要不可欠であることから、高等学校における献血セミナーを開催するとともに、高校生・専門学校生・大学生による献血推進ボランティア「ヤングミドナサポーター」と連携した若年層への啓発活動を推進し、献血者の確保に取り組みます。



ヤングミドナサポーターによる街頭啓発



令和5年度 血液センター見学会

4 骨髓バンク事業の推進

白血病をはじめとした正常な造血が行われなくなった患者を救うためには、一人でも多くの骨髓ドナーの登録が必要です。このため、県では、ボランティア団体や市町等の県内関係者による「三重県骨髓提供の環境向上委員会」において、骨髓バンク推進方策についての協議等を行うとともに、骨髓バンクの普及啓発やドナー登録の臨時受付等により、骨髓ドナー登録者の確保に取り組んでいます。

また、三重県骨髓等移植ドナー助成事業補助金を活用し、県内市町へのドナー助成制度導入を促すなど、骨髓移植しやすい環境づくりを進めています。

5 薬物乱用防止対策

覚醒剤をはじめとする薬物事犯による検挙者数は高い水準で推移しています。

また、近年増加している大麻事犯では、SNS等を介して販売される等、流通形態が巧妙化・潜在化するとともに、若い世代の乱用拡大が深刻な社会問題となっています。

こうしたことから、薬物乱用防止講習会や啓発活動による「未然防止対策」、関係機関が連携した「取締り」、さらに薬物依存者やその家族等に対する支援を中心とした「再乱用防止対策」の3つの対策により、薬物乱用のない社会環境づくりを進めています。



薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

令和5年度 薬物乱用防止ポスター最優秀作品